日本学術会議の運営に関する内規)(平成 17 年 10 月 4 日 日本学術会議第 1 回幹事会決定) 別表第 2 (第 11 条関係)

平成 20 年 6 月 26 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者 金澤一郎(会長)
- 2 委員会名

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会

- 3 設置期間 平成20年6月26日から平成23年3月31日まで
- 4 課題の内容
- (1)課題の内容

文部科学省の中央教育審議会では、大学教育の振興に向けて、各分野の教育の質を保証する枠組みづくりが重要な課題であるとして、かねて答申等の中で指摘し、学協会や大学団体における主体的な取り組みを期待してきたとされる。

今般、同審議会では、学士課程教育に関する審議をとりまとめ、その「学習成果」に 関する参考指針として「学士力」を提示するとともに、将来的な分野別評価の実施を視 野に入れて、各分野の到達目標の設定、コア・カリキュラムやモデル教材の開発を促進 すること等について提言を行った。

文部科学省では、今後、これを踏まえて各分野における検討が積極的に進められることが望まれるとしており、学協会等における主体的な取り組みを促進するとともに、大学の自己点検・評価又は第三者評価等の評価活動の充実を図る観点から、学位の水準の維持・向上など大学教育の分野別質保証の在り方について審議するよう、同省高等教育局長より日本学術会議会長に対して依頼があった。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、大学教育に関して特別な関心と責務を有することから、文部科学省の依頼を受けて審議を行うことが適当である。

審議に当たっては、単にそれぞれの分野で個別的に到達目標等を定めるのではなく、 人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視点に基づいて検討することの重要性に留意し、大学教育全体の質の 保障が図られる枠組みづくりに寄与することを目指す。

(3) 日本学術会議が過去(又は現在)行った関連する報告等の有無(※ 有の場合、それとの整合性)

関連する報告等は多数在る(別表参照)。

ただし、大学教育の分野別の質保証の在り方について審議を行うのは初めてである。

(4)政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無(※ 有の場合、それとの関係)

(中央教育審議会答申等)

- 教育振興基本計画について ~「教育立国」の実現に向けて~(答申)(平成20 年4月18日 中央教育審議会)
- ・「学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)」(平成20年3月25日 中央 教育審議会大学分科会制度・教育部会) 等
- (5) 各府省等からの審議要請の有無(※ 有の場合、具体的に)

本年6月3日に、文部科学省高等教育局長から日本学術会議会長宛の、「大学教育の 分野別質保証の在り方に関する審議について」と題する審議依頼を受け取った。(別紙)

- 5 審議の進め方
- (1)課題検討への主体的参加者

本件設置提案が了承された後に、会長から各部に対して委員の推薦を依頼する予定。

(2)必要な専門分野及び構成委員数(各部別の委員概数を含む)

すべての専門分野。

各部会員 2~3 名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計 20 名程度。

(個別の問題について審議を行うため、必要に応じて分科会を設置する可能性がある。)

審議の内容 (予定)

1) 平成 20 年度においては、学士課程における教養教育・専門教育(専門基礎教育) それぞれの在り方の検討や、学習成果や到達目標、コア・カリキュラム等の持つ意 義や留意点の整理等、次年度以降に各分野において質保証に関する審議を行う際の 前提となる基本方針について審議を行い、あわせて分野区分の在り方(検討体制の 在り方も含む)や、学位に付記する専攻名称の在り方等についても審議を行う。

- 2) 平成 21・22 年度においては、順次各分野において質保証に関する審議を行い、 具体的な到達目標の設定等を行う予定であり、課題別委員会においては、これら各 分野における審議の全体を統括し、最終的な取りまとめを行う。
- ※ 上記の審議を行うに当たっては、関係する学協会との積極的な連携、大学・大学 団体や一般社会に対する適切な情報提供等に留意する。
- ※ 医歯薬看護の分野については、既に文部科学省においてコア・カリキュラムの策 定等がなされているため、今後特段の必要性が生じない限り、今回の審議の対象に は含めない予定である。
- ※ 今後、中央教育審議会でも、大学教育の質の保証に関する諸問題について審議を 進める予定であり、課題別委員会の検討の進捗状況を踏まえつつ、適時に同審議会 と当会議との連絡協議を行い、適切な連携を図ることとしている。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

平成 21 年 3 月までに、上記 5 (2)「審議の内容」に掲げる 1)について審議結果の とりまとめを行う。

平成 21 年度・22 年度においては「審議の内容」に掲げる 2)についてとりまとめを行うが、一つの分野の審議の期間は 1 年を目安とし、21 年度と 22 年度のそれぞれで、審議結果のとりまとめを行う。

6 その他課題に関する参考情報

学士課程教育について審議を行う場合、教養教育が一つの重要な検討課題となると想定されるが、「日本の展望」のテーマ別検討委員会の検討テーマとしても教養教育が取り上げられる予定であるところ、時期的に先行することとなる本件課題別委員会の検討の成果を、より包括的な観点から検討を行う「日本の展望」のテーマ別検討委員会に引き継ぐことにより、学術会議全体としての審議の整合性を確保することとしている。

別表

日本学術会議が過去(又は現在)行った関連する報告(18期以降(2000年7月22日以降))

| 発表年月日 | 種別 | 名称 |
|------------|----|---|
| 2001年5月14日 | 報告 | 法学部の将来ー法科大学院設置に関連して一 |
| 2002年4月4日 | 報告 | 21 世紀の高等教育が直面する課題-教育のグローバリゼーションへの対応- |
| 2003年4月22日 | 報告 | 地盤環境工学の新たな展開ー次世代を担う人材育成に向けてー |
| 2003年7月15日 | 報告 | 「21 世紀半ばを目指す教育体系の再構築」 |
| 2005年4月2日 | 声明 | 日本の科学技術政策の要締 |
| 2005年7月21日 | 報告 | 法科大学院の創設と法学教育・研究の将来像 |
| 2005年7月21日 | 報告 | 横断型基幹科学技術としての制御学の役割-「知の統合」を目指す研究・教育 の促進に向けて- |
| 2005年8月30日 | 報告 | リサイクル工学発展の展望と大学教育の論点 |
| 2008年4月7日 | 報告 | 農学教育のあり方 |
| 2008年4月7日 | 報告 | 学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて |

会長コメント

| 発表年月日 | 名称 |
|-----------|--------------------|
| 2005年4月2日 | 「日本の科学技術政策の要諦」について |